

(別紙2)

## 秘密保持に関する差入書

平成 年 月 日

一般社団法人 大阪府トラック協会 御中

住 所

氏 名

Ⓜ

私(当社)は、末尾記載の不動産の購入の検討(以下、「本件取引」といいます)に関し、貴社より情報提供を受けるにあたり、下記事項に従うことを確約致します。

### 記

#### 第1条(情報の定義)

本件取引において「秘密情報」とは、口頭、書面、電子媒体(フロッピーディスク、電子メール等)その他の開示方法を問わず、貴社が私(当社)に開示する一切の情報とします。

#### 第2条(対象外の情報)

前条の定めにかかわらず、次の情報に関しては、私(当社)は本差入書に定める義務を負わないものとします。

- (1) 貴社より開示を受けた時点で、既に私(当社)が保有していた情報
- (2) 貴社より開示を受けた時点で、既に公知であった情報
- (3) 貴社より開示を受けた後に、私(当社)の責によらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から、私(当社)が貴社に対する秘密保持を負うことなく入手した情報

#### 第3条(秘密情報の使用目的)

私(当社)は、本件秘密情報を本件取引の目的のみに使用するものとし、他の目的には一切使用いたしません。

#### 第4条(秘密情報の開示対象)

私(当社)は、本件取引以外の目的で、貴社より提供された秘密情報を第三者に漏洩しないことはもちろん、第三者の利益のためにこれらを利用しません。また、自己の関係者が自己または第三者の利益のために秘密情報を利用しないよう万全の措置を講じます。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる場合には私(当社)は秘密情報を開示できるものとします。

但し、(2)の場合、私(当社)はこれらの者に対して、本差入書に定めるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

- (1) 法令にもとづき開示義務を負い、または官公庁・裁判所・捜査当局等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合。
- (2) 弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・不動産鑑定士その他の専門家に対して、相談をする必要がある場合。

#### 第5条(秘密情報の返還・破棄)

私(当社)は、貴社からの請求があった時は、貴社の指示に従い直ちに秘密情報を返還または破棄します。

#### 第6条(損害賠償)

私(当社)が本差入書各条項の規定に違反し、その他の第三者との間で紛争が発生したときは、私(当社)が自己の責任及び費用をもってこれを解決し、また貴社に損害が発生したときは、私(当社)がその一切を負担します。

#### 第7条(有効期間)

本差入書の有効期間は、本差入書の差し入れ日から1年間とします。なお、本差入書の有効期間内に取得した秘密情報については、本差入書の有効期間経過後においても、私(当社)は、本差入書に基づく守秘義務を負うものといたします。

#### 第8条(協議)

本差入書に定めのない事項、または本差入書に関し疑義が生じた事項については、貴社と誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

#### 第9条(準拠法)

本差入書は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。本差入書に関して生じた紛争については大阪地方裁判所を第一審の所管裁判所とします。

以上

### 不動産の表示

(土地)

所在：大阪府泉南郡岬町淡輪 地番：901番 地目：宅地 地積：2503.48㎡

(建物)

所在：大阪府泉南郡岬町淡輪 901番地 家屋番号：901番 種類：保養所  
構造：鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニウム板葺2階建 床面積：1階：728.29㎡ 2階 703.48㎡